

規制に係る政策評価の点検結果 (令和 5 年度分)

令和 7 年 2 月
総務省行政評価局

■ 規制の政策評価の点検の目的

- 各行政機関は、法律・政令により規制（注）を新設・改廃する際には、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）などに基づいて、政策評価を実施する必要がある。

注） 国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用。

- 規制の政策評価は、①発生する効果・負担を予測することにより、規制の新設・改廃の可否や規制の具体的な内容・程度の検討に資すること、②規制対象者をはじめとした国民に①に関する情報をあらかじめ示した上で、規制の新設・改廃に対する社会的コンセンサスの醸成を図ることを目的としており、各行政機関において適正に実施されるよう、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が定められている。
- 総務省では、各行政機関における規制の政策評価の更なる改善に向けて、その実施状況を点検して具体の改善点を指摘。

- 各行政機関が令和5年度に実施した規制の政策評価は、事前評価139件、事後評価46件の計185件。これらについて、ガイドライン（注）を踏まえ、規制の政策評価を行う際に重点的に取り組むべき以下の項目の実施状況を中心に点検（義務付け対象外の府省令による規制7件を除く。）

注） ガイドラインは令和6年3月に全面的に改正されているが、令和5年度の活動は改正前のガイドラインを踏まえて実施されているため、本点検も改正前のガイドラインに沿って実施。

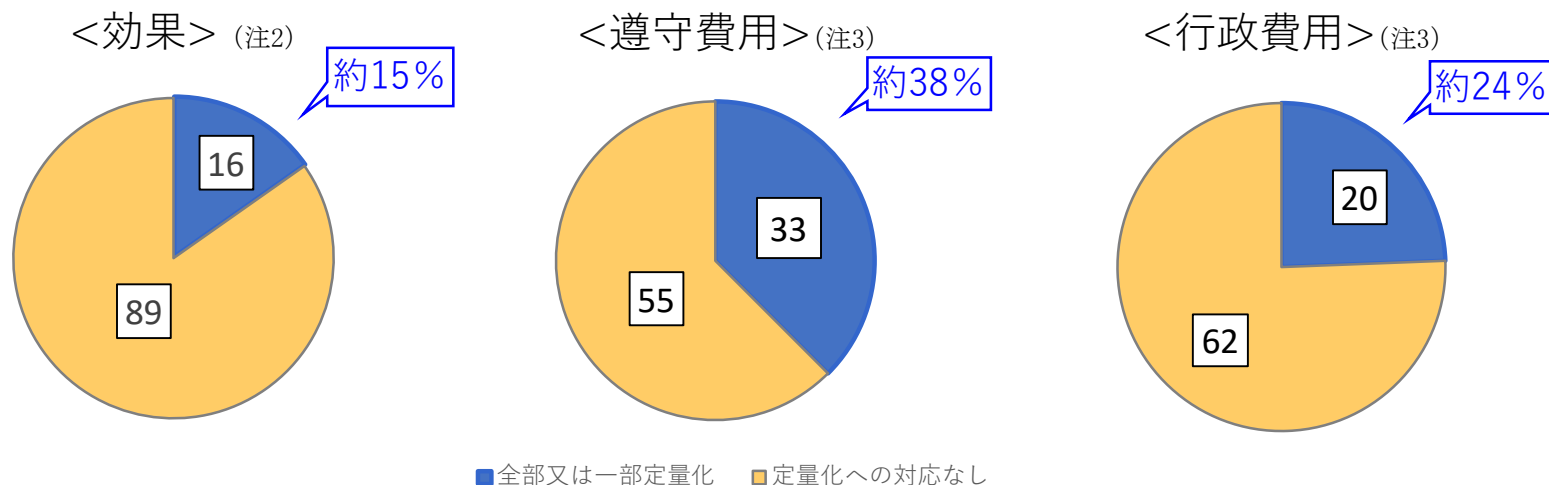
- ① 効果・負担の定量化が行われているか
- ② 他の規制手段・非規制手段との比較が行われているか

【点検項目①】 事前評価における効果・負担の定量化の状況

- 規制の新設・改廃を公正・客観的なデータで検討するための効果・負担の定量化状況について（定量化率）、「効果」は約15%、規制対象者の負担である「遵守費用」は約38%、最終的には国民全体の負担となる「行政費用」は約24%となっている。

注1) 遵守費用及び行政費用の定量化率は、費用が発生しないと記載されている又は影響の有無が記載されていないもののうち、実際に発生しないと考えられるものを母数から除外して算出している。

- 効果・負担の定量化がされていないものの中には、規制の対象者や対象物の規模・構造等が異なる、規制の適用対象者が評価時点では不明であるなどとして、定性的に記載しているものがみられた。



注2) 簡素化案件は効果の記載が不要であるため、合計値が一致しない。

注3) 費用が発生しないこととされており、実際に発生しないと考えられるものは除外しているため、合計値が一致しない。

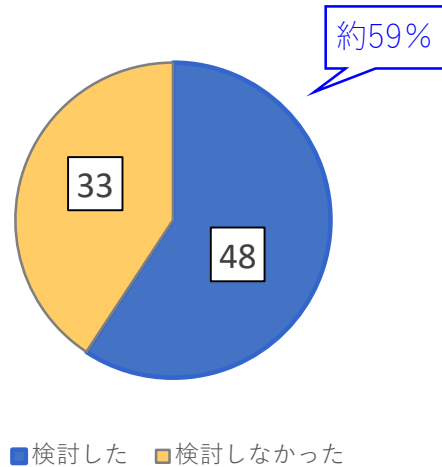
- ガイドラインにおいては、事前評価における効果・負担の推計に関して、「正確な推計を求めているのではなく、概算が分かる程度で十分」、「単一の推定値ではなく、幅を持って示すことも可能」とされている。

正確な推計が困難として定性的な記述にとどめるのではなく、一定の仮定を置いた推計や幅を持った数量（上位値や下位値の設定等）を用いて説明するよう指摘するとともに、工夫して効果・負担の定量化に努めている例を推奨事例として各行政機関に共有。

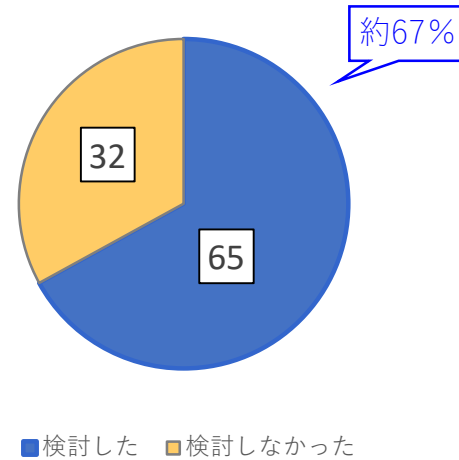
【点検項目②】 他の規制手段・非規制手段との比較の状況

- 規制対象者の負担をより少なくするための検討について、「他の規制手段」との比較を実施しているのは約59%、「非規制手段」との比較を実施しているのは約67%となっている。

<他の規制手段との比較> (注1)



<非規制手段との比較> (注2)



注1) 緩和・廃止の案件で記載不要と考えられる場合、規制の内容や下位法令への委任内容によっては有効な非規制手段が想定し難い場合を除外しているため、合計値が一致しない。

注2) 簡素化案件で代替案(他の規制手段との比較)の記載が不要である場合、規制の内容や下位法令への委任内容によっては有効な代替案が想定し難い場合を除外しているため、合計値が一致しない。

- 他の規制手段 (注3) 又は非規制手段 (注4) との比較結果を簡潔に記載して、本規制手段を選択することの妥当性を説明するよう指摘。また、当該比較を行わなかった場合は、その理由を記載するよう指摘。

注3) 規制をかける事業所の従業員規模を「300人以上」にする場合と「200人以上」にする場合による影響の違いや、「届出制」と「許可制」の違いなど

注4) 補助金交付等による経済的手段、業界の自発的取組、行政指導、行政側の広報・啓発等

規制に係る政策評価書の作成状況（各行政機関別）

【参考】

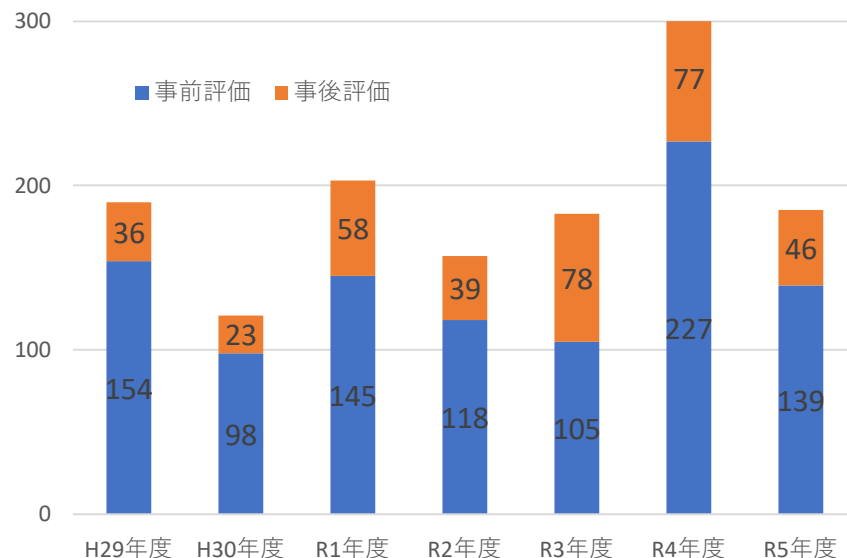
行政機関名	事前評価	事後評価	合計
内閣府	6	0	6
国家公安委員会・警察庁	12	3	15
金融庁	11	7	18
こども家庭庁	2	0	2
総務省	14	2	16
法務省	2	2	4
文部科学省	3	4	7

行政機関名	事前評価	事後評価	合計
厚生労働省	30	3	33
農林水産省	18	6	24
経済産業省	12	5	17
国土交通省	24	12	36
環境省	12	2	14
原子力規制委員会	0	1	1

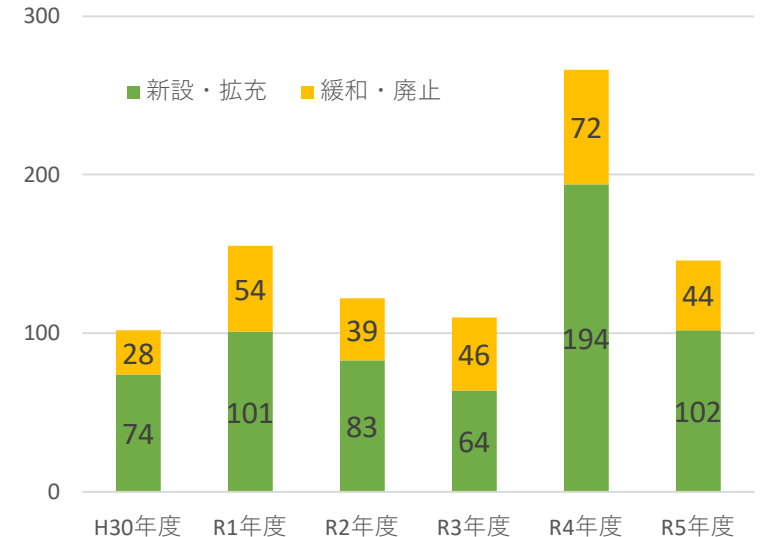
事前評価	事後評価	合計
139	46	185

注1) 複数省庁が共管している規制については、所管省庁それぞれにカウントしているため、合計値は一致しない。
注2) 義務付け対象外の府省令による規制を含む。

<規制に係る政策評価書作成件数の推移>



<規制に係る事前評価書における規制区分の内訳>



注3) 平成29年度については事前評価書について詳細な集計・分析を行っていない。
注4) 複数の規制区分に分類される場合があるため、合計値は一致しない。